

意見書

令和6年10月15日
三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

令和6年10月15日に開催した令和6年度第3回三重県公共事業評価審査委員会において、県よりかんがい排水事業1箇所、林道事業2箇所、道路事業2箇所の審査依頼を受けた。

これらの事業に関して、担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) かんがい排水事業【再評価対象事業】

1番 みやがわさがんちく 宮川左岸地区

1番については、平成26年度に事業に着手し、事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業であるため、1回目の再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、1番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(2) 林道事業【再評価対象事業】

2番 きょうがみねせん 経ヶ峰線

2番については、平成6年度に事業に着手し、平成11年度、平成16年度、平成21年度、平成26年度、令和元年度に再評価を行い、その後一定期間（5年）を経過し、継続中の事業であるため、再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、2番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(3) 林道事業【再評価対象事業】

3番 あさたにごえせん 浅谷越線

3番については、平成6年度に事業に着手し、平成11年度、平成16年度、平成21年度、平成26年度、令和元年度に再評価を行い、その後一定期間（5年）を経過し、継続中の事業であるため、再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、3番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

なお、事業が長期にわたることから、事業効果の早期発現のため、事業期間の短縮を図り、早期完成に努められたい。

(4) 道路事業【再評価対象事業】

7番 いっばんこくどう 一般国道368号 ごう (伊賀名張拡幅1工区) い が なばりか く ふ く こ う く

7番については、平成18年度に事業に着手し、令和元年度に再評価を行い、その後一定期間（5年）を経過し、継続中の事業であるため、再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、7番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(5) 道路事業【再評価対象事業】

8番 いっばんけんどうかみかさまやばたなばりせん 一般県道上笠間八幡名張線 こもお (薦生)

8番については、平成27年度に事業に着手し、事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業であるため、1回目の再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、8番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。